

大雪地区広域連合国民健康保険短期被保険者証の交付等に関する事務
取扱要綱

平成 16 年 4 月 1 日

要綱第 6 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日 要綱第 2 号

平成 22 年 7 月 1 日 要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険の被保険者間の負担の公平と国民健康保険料(以下「保険料」という。)の収入の確保を図り、もって本連合の国民健康保険事業の健全な運営に資するため、災害その他特別の事情がなく保険料を滞納している世帯主(以下「滞納世帯主」という。)に対し、国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、国民健康保険被保険者証の更新の期日について通例定める期日より前の期日を定めた国民健康保険被保険者証(以下「短期証」という。)を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(短期証の対象者)

第 2 条 連合長は、滞納世帯主に対して短期証を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、短期証を交付しないものとする。

(1) 滞納している国民健康保険料を完納したとき、又はその滞納額が著しく減少若しくは、完納が見込まれるとき。

(2) 当該滞納世帯又はその世帯に属する者(以下「世帯員」という。)が国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 1 条の 3 に規定する特別の事情に該当し、当該滞納世帯主又は世帯員に係る収入の減少が生活に重大な支障を及ぼす程度のものであるとき。

(3) その他、連合長が特に必要と認めるとき。

3 前項の規定に該当し、通常国民健康被保険者証(以下「通常証」という。)の交付を求める滞納世帯主は、特別の事情に関する届書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(短期証の交付及び有効期限)

第 3 条 通常証を短期証に切り替えるときは、あらかじめ短期証への切替予告

(様式第2号)を行い、国民健康保険法第9条第4項の規定により通常証の返還(様式第3号)を求め短期証を交付する。

2 短期証の有効期限は、3か月とする。ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者の短期証の有効期間は、6ヶ月とする。その他、特に必要と認めるときは、必要に応じ期限を定めることができる。

3 連合長は短期証の交付が必要と判断した場合には、随時交付することができる。

4 連合長は、短期証の交付を受けた滞納世帯主が、滞納保険料の完納が見込まないときは、当該滞納世帯主に対し引き続き短期証を交付するものとする。

(管理)

第4条 連合長は、短期証交付台帳を作成し、管理するものとする。

(納付指導等)

第5条 短期証の交付を受けている滞納世帯主に対しては、短期証交付期間中においても納付指導等を行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、短期証の取扱いに関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年7月1日要綱第2号)

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。